## コンクリート塊の現場内利用のチェックシート

		請負者の記入欄	
現場内利用においての留意項目	確認した か	適正に 行ったか	適正か
	施工計画 書提出前 に記入	施工後記入	竣工書類 提出時に 記入
再生資材は条件明示された規格を満足すること。			
コンクリートの現場内利用に関しての施工管理計画を施工計画書に 記載すること。			
コンクリート塊の現場内利用に関して、適正に処理したことを示すため、施工管理記録、写真等の資料を整備し、竣工時に提出すること。			
品質試験のための試料採取は、監督職員の立会のもと行うこと。			
請負者は、再生資材を製造後、監督職員による段階確認を受けなければ、その再生資材を現場内に用いてはならない。			
再生資材の製造者は、原則として元請業者でなければならない。			
下請業者が再生資材の製造に係わる場合、下請業者は産業廃棄物 処分の許可業者でなければならない。			
下請業者が再生資材の製造に係わる場合、下請業者と産業廃棄物 の処理委託契約を締結しなければならない。			
建設廃棄物処理実施計画書に記入し、提出すること。			
再生利用する場合においても、マニフェストを再生資材の製造日毎に交付し、備考欄に「現場内再生利用」と記入すること。			
大きさの規格がある場合は、全てをフルイ(スケルトンバケット、手分別)にかけ再生資材を製造すること。			
はつりくず(品質を満足しないもの)は産業廃棄物として適正に処理 すること。			
コンクリート塊の全量を適正に処理すること。			
いずれの場合も「廃棄物の処理および清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」等関係法令を遵守し、適正な処理を行うこと。			

請負者は、コンクリート塊の現場内利用が適正処理となるよう各留意項目の事前把握を行うため、施工計画書提出前に、全ての項目を確認し、チェックマーク
 を付けること。

また、施工後、適正に処理したことを明らかにするため、チェックマーク ②を付け、竣工時に提出すること。

監督員は、請負者から本書類が提出された後、各項目が適正に処理されたかチェックマーク <<p>✓ を付け確認すること。